アスファルト混合物事前審査制度　審査事務局（公募）

公募要項

令和２年１２月１１日

アスファルト混合物事前審査協議会

目　　次

１．はじめに　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．アスファルト混合物事前審査制度の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３．実施期間に関する事項　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

４．公募参加資格等　　　　　　　 　　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

５．申請書類について　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

６．公募要項及び申請書類の交付等　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

７．申請書類の提出等　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

８．公募要項の内容についての質問の受付及び回答・・・・・・・・・・・・・３

９．選定者の決定に関する事項　　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

１０．　公募の審査結果等について　　　　　　　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

１１．　審査事務局の指定について　　　　　　　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

１２．　その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

別紙－１　　　　アスファルト混合物事前審査制度要領

１．はじめに

「アスファルト混合物事前審査制度」（以下、「本制度」という。）は、工事の発注単位毎に行われているアスファルト混合物（再生アスファルト混合物を含む）の品質管理に関する基準試験等を事前に審査し、これを認定することによって各工事毎の試験を省略し、もって監督職員、工事施工者及びアスファルト混合物製造者の業務の省力化と、アスファルト混合物の安定した品質確保を図るとともに、認定された混合物の品質の向上に資することを目的とする。

本公募要項は、「アスファルト混合物事前審査協議会」（以下、「協議会」という。）が中部地区の審査事務局を適正かつ公平に選定するために定めたものである。

２．アスファルト混合物事前審査制度の概要

本制度は、アスファルト混合物の事前審査を行うため、以下に掲げる内容を実施するものである。

なお、本制度の詳細については別紙－１「アスファルト混合物事前審査制度要領」（以下、「制度要領」という。）によるものとする。

(１)本制度の概要

1)審査事務局の位置付け

審査事務局とは、アスファルト混合物の事前審査に関する業務を補助する者で、今回の公募において、所定の手続きを経て、協議会が指定するものである。

2)審査事務局の主な業務

①「アスファルト混合物事前審査委員会」（以下、「委員会」という。）の運営に関する業務

②立入調査部会の運営に関する業務

③事前審査申請書類の受付及び整理保管に関する業務

④審査及び合否の判定に関する資料作成業務

⑤関係機関への審査結果の通知に関する業務

3)事前審査業務の費用について

　　委員会、立入調査部会の運営に要する費用、試験機関による確認試験を除く事前審査に要する費用については、審査事務局が委員会の承認を得て申請者から徴収するものとする。

（２）「アスファルト混合物事前審査制度に関する検討委員会」（以下、「制度検討委員会」という。）、協議会及び委員会は、本制度の運営等に関する費用及び運営等に起因する損害賠償について、一切その責を負わないものとする。

３．実施期間に関する事項

本公募による審査事務局としての指定期間は、以下のとおり予定している。ただし、協議会は、期間中においてアスファルト混合物事前審査要領等に基づく業務遂行が著しく困難であると判断される場合や不誠実な行為等が認められた場合には指定を取り消す場合がある。

指定期間　：　令和３年４月１日～令和７年３月３１日

なお、審査事務局の指定通知を受けた日から令和３年３月３１日までは、本制度の継続的運営を円滑に行うための準備期間とする。

本公募により指定された審査事務局は、準備期間中に、協議会から指導を受けることならびに現在指定されている審査事務局から運用に関わる引継、各種業務等への同行及び助言等を受けることについて、協議会に対して要請することができるものとする。

４．公募参加資格等

（１）予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（２）会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

（３）公募参加申請書の受領期限の日から結果通知の時までの期間に、中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

（４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５）アスファルト混合物を製造する企業が審査事務局に指定された場合には、自らが製造または資本関係・人的関係がある者が製造するアスファルト混合物については、本制度の事前審査に係わることができない。但し、社団法人及び公益法人等はこの限りではない。

（６）岐阜・愛知・三重県内に業務拠点(配置予定技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。

（７）共同企業体で参加をする場合は、４．（１）から（４）に掲げる条件を満たした者により構成され、業務特性や地域特性に応じた分担業務となっている共同企業体であること。

なお、共同企業体については、出資比率、構成員、構成員により決定した代表者を明示した書類（書式自由）を申請書類に添付すること。また、選定された場合においては、指定までに共同企業体協定書を提出しなければならない。（提出しない場合は指定しない）

（８）業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

（９）次に掲げる資格のいずれかを有する技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を、業務全般の統括を行う者として、指定期間中１名配置できること。

・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）

・博士（工学）

・一級土木施工管理技士

・一級舗装施工管理技術者

・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会１級土木技術者

・(一社) 全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)の資格を有する者

・公共工事品質確保技術者に準ずる者

・RCCM（※１）

※１　RCCM資格試験に合格しており転職等により、登録出来ない立場にいる技術者を含む

５．申請書類について

申請書類（下記の様式―１～４及びその他）の内容は下記の通り。

・公募参加申請書　　（様式－１）

・岐阜・愛知・三重県内に所在している業務拠点　（様式－２）

・技術提案　　　（様式－３）

・配置予定技術者 　（様式－４）

・その他（必要な添付書類：配置予定技術者の資格証の写し、４．（７）共同企業体関係）

６．公募要項及び申請書類の交付等

（１）交付場所（担当部署等）

　アスファルト混合物事前審査協議会事務局

国土交通省中部地方整備局企画部技術管理課

〒４６０－８５１４　名古屋市中区三の丸二丁目５番１号　名古屋合同庁舎第２号館

　　 （電 話） ０５２－９５３－８１３１　内線　３３１７、３３２６

　　　（ＦＡX）　 ０５２－９５３－８２９４

　（E-mail）　cbr-kensyu@mlit.go.jp

（２）交付方法及び交付書類

上記（１）担当部署において

本公募要項、別紙－１「制度要領」、申請書類様式に加え以下の参考資料を交付する。

1)本制度の概要図（参考資料－１）

2)事前審査費用及び本制度の導入状況（参考資料－２）

3)アスファルト混合物事前審査委員会規則（参考資料－３）

4)アスファルト混合物事前審査要領（参考資料―４）

5)アスファルト混合物事前審査要領細則（参考資料－５）

6)アスファルト混合所立入調査細則（参考資料－６）

（３）交付期間

令和２年１２月１１日（金）から令和２年１２月２２日（火）までの土曜日、日曜日、祝日を除く９時１５分から１８時００分まで

７．申請書類の提出等

　　　申請書類については、６．（２）により交付された書類を熟読の上作成するものとし、提出については、以下のとおりとする。

（１）提出先

６．（１）に同じ。

（２）提出方法

上記の担当部署へ持参または、託送（配達記録の残るもの）に限る。

（３）提出期間

令和３年１月６日（水）から令和３年１月１５日（金）までの土曜日、日曜日、祝日除く９時１５分から１８時００分まで

８．公募要項の内容についての質問の受付及び回答

（１）質問は、文書（書式自由、ただし規格はＡ４判）により行うものとし、以下の期間内に持参、郵送、電送又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。（電送及び電子メールの場合には着信を確認すること。）

１）受付場所：６．(1)に同じ。

２）受付期間： 令和２年１２月１１日（金）から令和２年１２月２２日（火）までの土曜日、日曜日、祝日を除く９時１５分から１８時００分まで

（2)質問書の提出にあたっては、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びＦＡＸ番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

（3)質問に対する回答は令和２年１２月２５日（金）１８時００分までに、申請書類等を交付したものに対して電送で行う。

９．選定者の決定に関する事項

選定者とは、公募参加者のうち審査事務局として選定された者とし、選定者の決定については協議会により以下のとおり行うものとする。

（１) 選定者を決定するための基準

選定者は、５．申請書類をもって公募し、下記（２）評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者とする。

上記において、評価値が最も高い者が２名以上あるときは、技術提案の評価の高い者となる。技術提案の評価が同じ場合は、当該者にくじを引かせて決める。

（２）評価項目及び評価方法

評価項目は以下の２項目とする。

①配置予定技術者の資格又は専門技術力

②技術提案

（３）評価値の算出方法

申請書類の内容に応じ、上記（２）①、②の評価項目毎に評価を行い、技術評点を与えこれを評価値とする。

　　　なお、技術評価点の満点は５０点とし、技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

　　　技術評価点＝（①に係る評価点）＋（②に係る評価点）

（４）評価の基準等

申請書類の内容について、以下の評価項目、判断基準並びに評価のウエイトに基づき評価する。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の着目点 | | | | | 評価のウェイト |
|  | | | | 判断基準 |
| 配置技術者 | 資格要件 | 技術者資格等 | 技術者の資格、その専門分野の内容 | | 下記の順位で評価する。  ①以下のいずれかの資格を有するもの  ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）  ・博士（工学）  ②以下のいずれかの資格を有するもの  ・一級土木施工管理技士  ・一級舗装施工管理技術者  　・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会１級土木技術者  　・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)の資格を有する者  ・公共工事品質確保技術者に準ずる者  ③以下のいずれかの資格を有するもの  ・ＲＣＣＭ（※１）  ※１　RCCM資格試験に合格しており転職等により、登録出来ない立場にいる技術者を含む  ④上記以外 | ①10  ② 8  ③ 5  ④欠格 |
| 専門技術力 | 業務執行技術力 | 実務経験の内容 | | 下記の順位で評価する。  ①アスファルト事前審査制度に基づく審査機関または審査事務局の実務経験を４年以上有する者。  ②アスファルト事前審査制度に基づく審査機関の立入調査部会員としての経験を４年以上有する者  ③アスファルトの混合所の製造・品質管理または舗装工事の実務経験が１３年以上ある者。  ④上記以外 | ①10  ② 5  ③ 3  ④評価しない |
| 技術提案 | 本制度を適切に運用するための留意点と対応策 | | | 的確性 | 留意点を十分に理解し、対応策が的確な場合に優位に評価する。 | 20 |
| 実現性 | アスファルト混合物事前審査制度の体制に着眼した上で、実現性の高い提案の場合に優位に評価する。 | 10 |
| 合計（技術評価の配点合計） | | | | | | 50 |

１０．公募の審査結果等について

（１）公募の審査結果は、応募者に令和３年２月５日（金）頃、電送にて通知する。

なお、本制度の公募の過程の透明性を確保するため、選定者の決定後、公募参加者から提出された申請書類の評価の結果、選定者の決定理由について公表するものとする。

（２）非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、協議会に対して非選定理由について書面をもって説明を求めることができる。書面の受付は６．（1)にて行う。なお、回答は受付を行った日の翌日から起算して１０日以内に書面をもって行う。

１１．審査事務局の指定について

本制度の公募の審査結果において選定者を本制度の審査事務局として協議会がすみやかに指定する。ただし、本制度の審査事務局としてその透明性、公平性、また事務運営の確実性に疑義が生じたり応募時に提出した提案書の記載内容に虚偽があり、審査事務局として適切でないと協議会が判断した場合は次点のものを指定できる。

１２．その他

（１）秘密の保持等について

１）公募参加者は、本公募の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２）公募参加者は、本公募処理の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ公募担当部署の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

３）公募参加者は、本公募に関して公募担当部署から貸与された情報その他知り得た情報を第三者には秘密とし、また、本制度の遂行以外の目的に使用してはならない。

４）公募参加者は、本公募に関して公募担当部署から貸与された情報、その他知り得た情報を本公募終了後においても他者に漏らしてはならない。

５）取り扱う情報は、本公募のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、公募担当部署の許可なく複製しないこと。

６）公募参加者は、本制度の遂行において貸与された公募担当部署の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに公募担当部署に報告するものとする。

（２）再委託の取扱い

１）公募参加者は、本制度の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２）４．（８）の「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、公募参加者は、これを再委託することはできない。

　　　　　①制度の遂行管理

３）指定者は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計などの簡易な業務の再委託に当たっては、公募担当部署の承諾を必要としない。

４）指定者は、上記３）に規定する業務以外の再委託にあたっては、公募担当部署の承諾を得なければならない。

（３）手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。

（４）参加申請書等の作成、提出、ヒアリングに関する費用は公募参加者の負担とする。

（５）提出書類に虚偽の記載をした場合は、公募参加を無効とする。

（６）提出された申請書類は返却しない。なお、提出された申請書類は公募の選定以外に公募参加者に無断で使用しない。

（７）申請書類の提出後において原則として記載された内容の変更は認めない。（軽微なもの（誤植、資格（登録証）等の写しの添付忘れなど）で公募担当部署の了承を得た場合のみ該当部分の再提出を認める）

また配置予定技術者は原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には同等以上の技術者であることについて協議会の了解を取らなくてはならない。

（８）公募参加者は申請書類提出後、この公募要項についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。